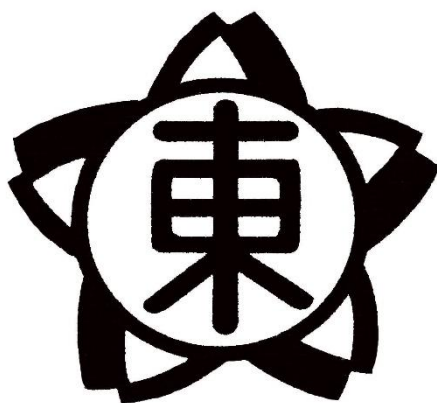


**「学校の新しい生活様式」を基盤とした
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン**

(2020.7.28時点)

地域の感染レベル 1



岩国市立東小学校

はじめに

本校では、岩国市教育委員会の指針により、令和2年5月7日より学校教育活動の再開をしておりますが、感染拡大のリスクがなくなったわけではなく、引き続き、継続した感染予防対策が必要であると考えています。

令和2年5月1日付の文部科学省からの通知文では、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような事態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とあり、さらに、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。」とあります。

また、文部科学省が令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていくことを前提にした「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準が示されました。その行動基準は、地域の感染レベルに応じてレベル1～レベル3が設定され、生活圏内における感染状況に応じた、具体的な教育活動の目安を定めたものです。

【地域の感染レベル】 ～「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」より抜粋～

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域
「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより、当面の間、注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの

その後、文部科学省は、6月1日に「『新しい生活様式』を踏まえた家庭での取組について」を通知し、学校と家庭との連携が学校内での感染拡大防止のためには必要であるとの認識を示しました。また、6月15日には、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A」を更新しました。そのような中、岩国市教育委員会もこれまでの指針を見直し、「令和2年6月15日以降の教育活動について」を各学校に通知しています。

そこで、最新の指針やガイドラインを踏まえ、このたび、本校のガイドラインを更新することとしました。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策

(1) これからの感染症対策の方向性

国内での感染拡大に伴い、3月2日から政府の要請により全国一斉臨時休業が行われ、その後、春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことにより、4月16日には全都道府県が緊急事態措置の対象となりました。

その結果、岩国市においては2回目の臨時休業措置がとられ、その後、5月の大型連休明けの5月7日に学校再開し、5月14日には、山口県の緊急事態宣言も解除となり、現在に至っているところです。

これまでの間、新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされているものの、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にあります。

このようなことから、本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンが存在せず、国内外の感染状況を見据えると私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスク着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を徹底、継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り、低減しつつ、教育活動を継続し、児童の健やかな学びを保障していくことが必要です。

そこで、これからの学校教育活動の実施の可否やあり方については、このたび、文部科学省が示した「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を参考にして、児童や保護者及び教職員等の生活圏(通学・通勤圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲等)における本感染症の蔓延状況により、判断していきたいと考えています。

感染は、一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。この行動基準を参考にしつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を「新しい生活様式」への円滑な移行と児童・保護者・教職員の行動変容の徹底を図ります。

<基本的な感染症対策のポイント>

- ① 感染源を絶つ・・・検温と健康観察
- ② 感染源経路を絶つ・・・手洗い、咳エチケット、消毒
- ③ 抵抗力を高める・・・十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事

<集団感染のリスクを減らすポイント>

- ① 「密閉」の回避・・・換気の徹底
- ② 「密集」の回避・・・身体的距離の確保(ソーシャルディスタンス)
- ③ 「密接」の回避・・・マスクの着用

(2) 学校生活における感染症対策

① 毎日の検温、健康観察

*朝、家庭での検温時に、発熱や風邪症状が見られた場合は、次の基準を参考にし、登校を控えるなど、適切な判断をお願いします。

<東小学校での登校の基準>

- * 37.4℃以上の発熱・・・自宅で休養
- * 37.0℃～37.3℃の発熱で風邪症状がある場合・・・自宅で休養
- * 37.0℃～37.3℃で風邪症状がない場合・・・登校(要観察)
- * 36.9℃以下の場合・・・登校

*発熱を伴う風邪症状で欠席をする場合は、今まで通り「欠席」ではなく、「出席停止」として扱うこととなります。なお、発熱を伴う風邪症状がなく、感染症予防の観点から登校を控える場合は、現在、岩国市が「感染拡大が見られない地域」であることから、今後は、本人の基礎疾患等による合理的な理由がある場合を除いて「欠席」として取り扱うこととなります。

*登校時、児童の検温結果及び健康状態を把握します。各家庭で毎朝、検温した結果が記入されている連絡帳を教室で確認します。検温が確認できなかった場合は、別室で検温し、特に問題なければ、教室に戻します。

*教職員は、毎朝、検温結果等を「朝の健康カード」に記入し、校長に提出します。結果は、校長と養護教諭が共有し、気になる教職員には声かけや必要に応じて検温を行うなどして経過観察を行います。

*登校後に37.4℃以上の発熱等の風邪の症状が見られた場合には、保護者に連絡し、自宅で休養するようにします。また、教職員も同様に自宅での休養を指示します。



② 手洗い・消毒

*「屋外での活動後」「食事前」「トイレを使用した後」などには、児童に流水と石けんで手を洗うように指導します。

*掃除の後(水曜日は昼休みの後)や中休みの後には、「手洗いの歌」を放送して手洗いを促します。

*授業などで共用の教材、教具、機器などを使用する場合は、使用する前後で手洗いを行わせます。

*アルコールを含んだ手指用の消毒液は、流水での手洗いができないときなど、必要に応じて使用させます。(手荒れのある児童は、流水での手洗いをさせます。)

*接触感染のしくみについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導します。

*教室や特別教室などの消毒を、毎日、放課後、教職員で行います。児童が手を触れる主な箇所(ドアノブ、手すり、など)を中心に行います。その際、消毒液は、次亜塩素酸ナトリウム希釈液等を使用します。



③ 咳エチケット・マスク着用

- * 体育の授業を除く、すべての教育活動において、必ずマスクを着用させます。
- * 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すことがあります。その際は、換気や児童の間に十分な距離を保つなどの対応を行います。
- * マスクを忘れた場合には、登校時に保健室で控えのマスクを着用させます。その日使った控えのマスクは、一旦、家庭に持ち帰り、自宅で洗濯をして再び学校に持たせてください。保健室で管理保管します。
- * 手指にウイルス等が付着しないよう、マスクの取扱い(外し方、置き方など)について指導します。

④ 教室環境・学校給食

- * 教室は授業中も常に換気を行います。(エアコン使用時においても換気を行います。)
- * 児童の間隔は1mを目安に教室内で最大限の間隔をとり、座席を配置します。
- * 給食当番の児童は、毎日、「衛生点検表」に基づき、衛生チェックを受けます。その際、発熱や下痢、手指のケガ等がある場合は活動させません。
- * 食事の際は、飛沫が飛ばないように会話を控えとともに、机を向かい合わせにしません。
- * 食事時の咳やくしゃみによる飛沫を防ぐため、机の上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにします。



(3) 教科等における感染症対策

① 教科共通の留意点

- * 活動は、学級単位以下で行うという制限が解除されたことから、十分な感染症対策を講じた上で、徐々に人数を増やして活動します。
- * ペア学習やグループ学習など、児童同士での話し合いや活動をする場合は、グループの人数や座る位置を工夫し、通常よりも声量を抑え、短時間でを行います。
- * 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」に位置づけられている活動等については、地域の感染レベルに応じて、実施について検討します。実施を見合わせる場合は、可能な限り、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの対応を行います。

② 特に配慮を要する教科についての留意点

<音楽科>

- * できるだけ、教室より広い音楽室を利用し、可能な限り一人ひとりの間隔を空けます。
- * 歌唱指導も含め、必ずマスクを着用することに加えて、できるだけ人がいる方向に口が向かないようにして行います。

*実施を見合わせていたリコーダーや鍵盤ハーモニカの活動は、引き続き、岩国市内に感染者がいなければ2学期以降、実施します。実施の際は、授業前に手洗いをするなど、十分な感染症対策を講じるとともに、短時間でを行います。

<家庭科>

*調理実習や宿泊学習での野外炊事は、引き続き、岩国市内に感染者がいらないことを条件に、2学期から実施する方向で計画します。なお、実施の際には、以下の感染症対策を十分に行います。

- ・実施前に、使用する器具や用具を消毒する。
- ・実施前に、食材をしっかり洗う。
- ・実施前に、手洗い、手指消毒を十分に行う。
- ・実習中は、マスク、ビニール手袋を着用し、飲食中の会話は必要最低限とする。
- ・実習後には、使用した器具や用具を消毒する。

<体育科>

*水泳は、更衣室やプール内での密接や密集等の懸念や新校舎移設に伴うプール解体のため、今年度は中止します。

*密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は、見合わせます。

*2学期以降の体育の授業は、グラウンドがないため、当面の間、屋内で行います。その際、十分な換気を行うとともに、熱中症対策もしっかりと行います。

*体育の授業開始前にマスクを外し、終了後にマスクを着用するよう指導します。

*集合・整列したりする場合は、少なくとも体操隊形の距離をとります。

*運動は、個人や少人数で行い、密集せず一定の距離を保って行うよう工夫します。

*グループやチームを編成する場合には、それぞれ10人以下となるように工夫します。

*感染防止及び衛生管理の観点から、ビブスは使用しません。



(4) 特別な支援を必要とする児童への感染症対策

① 基本的な取組

*感染症対策の必要性を理解することが難しい場合は、手洗いや咳エチケット、必要以上に手や目を口に当てないこと等を理解しやすい視覚的な教材で示すことにより、感染症対策や行動様式の理解を促します。

*近距離で対面となる場面等では、マスクを着用するというルールを本人と確認して決めるなど、マスクを着用すべき場面とそうでない場面を具体的にして、理解を促します。

*感染症予防のための指導が過度なコミュニケーションの制約にならないよう、体調が悪い場合や悩みがある場合などは、必要な意思表示を行うように指導します。

② 感染のリスクの高い学習活動への対応

*自立活動については、教師と児童や児童同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられることから、一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代

替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行います。

*手をつないだり触れたりする活動や児童が密接・密集する活動は見合わせます。

*発音や発語など、口や舌を動かしたり、息や声を出したりする学習の際は、透明マスク等を用いて行います。

(5) その他の教育活動や学校行事等における感染症対策

<校外学習・自然学習・修学旅行>

*「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)」に従い、2学期以降、実施する方向で計画します。

*5年生の自然学習は、十分な感染症対策を講じた上で、さらに、地域の感染状況に応じて、日程の変更(宿泊or日帰り)、又は、研修内容の変更を行います。

*6年生の修学旅行は、地域の感染状況により、十分な感染症対策を講じても10月の実施が困難な場合は、11月、さらに1月に延期して実施する予定です。

旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく
国内修学旅行の手引き(第2版)より抜粋

交通機関、宿泊施設、食事施設、入場観覧施設、体験活動施設については、それぞれの感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるよう、空調装置、窓やドア開放による換気、施設等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理の徹底などについて、事前に依頼して実施します。

- 1) 宿泊を伴う行事(修学旅行等)については、別途「参加同意書」が必要となります。
- 2) 出発前に児童の体調確認(検温、体調チェック)を行い、当日、発熱・感染の疑いのある場合は、参加を取りやめてもらいます。なお、旅行中も朝・夕の検温をします。
- 3) 旅行時の持参物は、マスク(1日1枚以上、手作りマスク等で十分)、体温計、ハンカチ(1日1枚以上)、ティッシュ、マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等をそれぞれ各自で用意し、共用しないようにします。
- 4) 食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクを着用します。ただし、気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上でマスクを外す場合があります。
- 5) 食事は可能な限り、バイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本とします。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応をします。
- 6) 班別、グループ行動中においても、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的 to 実施します。また、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録します。(感染した場合の感染範囲の特定のため)

- 7) 旅行中の発症者発生時の対応については、速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行うなど、保健所と医師の判断に従います。同時進行にて、保護者にも状況連絡を行います。
- 8) 旅行終了後には、参加者本人や同居の家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後一定期間(目安として2週間程度)行います。

<地域連携教育の活動>

*ちよこつとボランティア、読み聞かせ、学習支援などの活動は、地域住民等の理解を得た上で、6月15日以降、随時、開始しています。

<PTA活動>

*6月25日(木)に行われた執行部会以降、各種専門部会や活動が始まっています。

<参観日>

*参観日は、十分な感染症対策を講じた上で、さらに、密集を回避できる状況が可能な場合にかぎり、2学期以降、実施する方向で計画しています。

2 岩国市で感染者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置

今後、岩国市で感染者が発生した場合、臨時休業等の措置について、県及び市担当部局と協議の上、以下のように進めていく旨が、7月3日に岩国市教育委員会から示されました。

<判断基準のめやす>

(1) 地域において感染者が出た場合(児童生徒及びその家族以外)

- ① 感染経路が判明していて、学校関係者との接点がある可能性が低い場合は、臨時休業はしない。
- ② クラスターが発生した場合や感染経路が不明な感染者が複数人出た場合は、翌日を午前登校(土日の場合は別途検討)とし、家庭生活や学習について指導した上で、3日間市内一斉休業を実施する。

(2) 児童生徒の家族に感染者が出た場合

児童生徒が濃厚接触者にあたる場合は、2週間の出席停止とする。

(3) 児童生徒が感染した場合

- ① 一人の児童生徒が感染した場合は、該当学校を臨時休業(2週間)とする。
- ② 小学校でクラスターが発生した場合、進学先の中学校と共に臨時休業(2週間)とする。
- ③ 中学校でクラスターが発生した場合、校区内の小学校と共に臨時休業(2週間)とする。
- ④ 中学校区を越えて複数発生(オーバーシュート)した場合は、市内一斉臨時休業とする。

(4) 教職員が感染した場合

当該学校を臨時休業(2週間)とする。

(5) その他

- ・記者会見での校名公表については、保護者、学校等の意向を確認し決定する。
- ・臨時休業の場合「家庭学習」や「時差登校」等を実施し、学習に著しい遅れが生じないように配慮する。
- ・学校再開後の授業時程、形態等については、その状況によって決定する。
- ・個人や学校が特定されることで、差別や偏見が起きないように配慮する。

3 「新しい生活様式」を踏まえた感染対策

<感染防止の3つの基本>

- ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

* 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。

* 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

* 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は熱中症に十分注意する。

* 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。

* 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。(手指消毒薬の使用も可)

<参考資料>

○保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策 ～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～

○「新しい生活様式」の実践例

4 学校で感染者が発生した場合の対応

(1) 新型コロナウイルス感染症対応にかかる校内体制(資料1)

(2) 校内で感染者が発生した場合の対応(資料2)

(3) 校内で感染者が発生した場合の対応マニュアル(資料3・資料4)

*別紙1 新型コロナウイルス感染に係る情報処理

*別紙2 感染者との接触者リスト

(4) 緊急連絡先一覧(資料5)

(5) 参考資料

*保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策 ～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～

*「新しい生活様式」の実践例